鳥取市省エネ漁業推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市省エネ漁業推進事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、燃油価格の高騰等による漁業経費の増加、魚価の低迷等による漁業収入減少などにより、漁業者の経営状況が悪化していることから、省エネルギー化により漁業経営の改善を計画する取組に支援を行い、市内漁業者の経営能力強化を図ることを目的とし交付する。

(補助事業)

第3条 本補助事業の交付の対象となる事業(以下「間接補助事業」という。)は、別表第 1欄に掲げる事業とする。

(補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者(以下「間接補助事業者」という。)は、別表第2 欄に掲げる者とする。

(補助金の算定等)

- 第5条 本補助金は、間接補助事業を行う間接補助事業者に対し、当該間接補助事業に要する別表第3欄に掲げる経費(以下「間接補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表第5欄に定める率(以下「間接補助率」という。)を乗じて得た額(1円未満を切り捨て)以上の間接補助金を交付する同表の第6欄に掲げる者(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、間接補助対象経費に同表の第7欄に定める率(以下「補助率」という。) を乗じて得た額(1円未満を切り捨て)以下とする。

(交付申請等)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に規定する書類

- は、様式1号から様式第5号(複数の間接補助事業事業者を一括して申請する場合に限る。)までによるものとする。
- 2 別表の事業は、一隻につきそれぞれ一度しか申請できないものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、当該者が免税事業者、簡易 課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別 表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等)であるとき、 又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定に係らず、仕入控除税額を含む補助 対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲 内で交付申請をすることができる。
- 4 市長は、前項の規定により申請を受けたときは、前条の規定に係らず、仕入控除税額を 含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明 らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の 額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額する ものとする。

(間接交付の条件)

第7条 補助事業者は、第5条第1項に規定する間接補助金(以下「間接補助金」という。)を交付するときは、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

規則第9条第1項、	補助事業者等	間接補助事業者
第9条の2、第10	補助金等の交付	間接補助金の交付
条、第12条(ただ	補助事業等の	間接補助事業等の
し書を除く。)、第1	市長	補助事業者
6条、第17条並び	補助事業等を	間接補助事業を
に第18条第1項	補助事業等変更(中止・廃止)	補助事業者が定める申請書
及び第3項	承認申請書(様式第3号)	
	補助事業等又は間接補助事業	間接補助事業
	等	
	決定内容等	間接交付の決定の内容又はこ
		れに付された条件若しくは指
		示
	補助事業等に	間接補助事業に
	補助事業等着手届(様式第4	補助事業者が定める届出書
	号)	
	補助事業等が	間接補助事業が

補助事業等完了届(様式第5	補助事業者が定める届出書
号)	
補助事業等 (補助金等が間接補	間接補助事業
助金等に係るものである場合	
にあっては、間接補助事業等。	
以下この条において同じ	
補助事業等実績報告書(様式第	補助事業者が定める報告書
7号)	
第10条第2項の規定により	間接補助金
補助事業等完了届の提出があ	
ったとき又は補助金等	

2 補助事業者は別添の補助金交付要綱例に準じた要綱を定めなければならない。

(承認を要しない変更)

- 第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の3割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に 規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(間接的な変更等の承認)

- 第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第9条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、前項に規定する条件に基づき、規則第9条第1項の別に定める変更等を 定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第8欄に定める変更並びに間接補助事 業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第11条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第9条の2又は規則第18条第3項の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(実績報告等)

- 第12条 規則第12条の規定による報告は、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若 しくは廃止の日から30日を経過する日又は補助事業等の完了予定年月日の属する年度 の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。
- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第 1号、様式第2号及び様式第5号(複数の間接補助事業事業者を一括して報告する場合に 限る。)によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者が、仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であり、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、様式第6号により速やかに市長に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第13条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(間接的な財産処分の承認)

- 第14条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第16条の規定に準じた内容の 条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けな ければならない。
- 2 補助事業者は、前項に規定する条件に基づき、規則第16条ただし書の市長が定める期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)より短い期間を定めてはならない。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第16条第5号の財産を定めるに 当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定 めることを妨げない。
- (1)取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(補助金の返還等)

- 第15条 補助事業者は、補助事業完了後から前条第2項に定める期間において、別表第2 欄に掲げる出漁期間を満了しなかった場合、速やかに市長に報告しなければならない。この場合においては、規則第13条第1項により交付決定の全部又は一部を取り消し、規則第14条第1項の規定により本補助金の返還を命ずるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
- (1)疾病等、やむを得ない事情により一時的に出漁が困難になったと認められる場合
- (2) その他市長が特に認めた場合

(収益納付)

- 第16条 補助事業者は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分した ことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、市 長にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなくてはならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産 部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年5月21日から施行し、平成27年度に係る補助事業から適用する。

附則

この要綱は、平成29年9月29日から施行し、平成29年度に係る補助事業から適用する。

附則

この要綱は、令和3年2月19日から施行し、令和3年度に係る補助事業から適用する。 附 則

この要綱は、令和6年11月25日から施行し、令和6年度に係る補助事業から適用する。

別表(第3条、第4条、第5条、第6条、第10条、第15条関係)

1	2	3		4	5	6	7	8
間接補助事業	事業実施主体	間担	接補助対象経費	間接補助対象	間接補	間接交付主	補助率	間接補助事業
	(間接補助事業者)			経費上限額	助率	体(補助事		の重要な変更
						業者)		
省エネ漁業推	次の条件をすべて満た	1	漁船用機器等の購入経費		1/6	鳥取県漁業	1/6	1 補助対象
進事業	す市内の漁業者		(1) 漁船用省エネ機関	5,000 千円		協同組合		経費の増額
	1 20 t 未満の漁船漁		沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25					2 機器等の
	業を主たる生業として		号。以下「法」という。)に基づき鳥取県沿岸漁業					変更
	いる者。		改善貸付規則(昭和55年鳥取県規則第1号)で定					3 事業の目
	2 補助申請時の年齢		めた鳥取県沿岸漁業改善資金事務取扱要領(昭和					的に特に影響
	が満65歳以下の者。過		55年5月鳥取県農林水産部長通知。以下「改善資					を及ぼすと認
	去3年間に平均90日		金要領」という。) 別表の経営等改善資金の第4燃					められる内容
	以上の出漁実績がある		料油消費節減機器等設置資金の(1)漁船用環境高度					の変更
	ことを様式第3号によ		対応機関の基準を満たす機関であること。					
	り所属する漁業協同組		(2) 漁船用機器	2,000 千円				
	合長等が証明した者に		法に基づく沿岸漁業改善資金の貸付					
	ついては、満70歳以下		対象となっている機器等については、改善資金要					
	とする。また、法人経営		領別表に定められた基準を満たす機器。ただし、別					
	体については年齢要件		表に定められない機器については農林水産部長が					
	を問わない。		別に定めるものとする。					
	3 補助事業完了後、財							
	産処分制限期間内は継							

続して1年につき90	(3)	漁船用LED				
日以上出漁することを		ア 沿岸漁船用の作業用に用いることを目的	300 千円			
誓約する者。		としたLED灯及び関連装置				
4 省エネ化に資する		 イ 沿岸漁船用の集魚用に用いるこ	1,000 千円			
ことを所属する漁業協		とを目的としたLED灯及び関連	1,000 1			
同組合長等が証明した		装置				
者。			2 000 7 111			
※右欄1 (3) 及び2に		ウ 沖合底びき網漁船の作業用に用	3,000 千円			
ついては、上記1を満た		いることを目的としたLED灯及				
す必要はないものとす		び関連装置				
る。	2 省コ	- ネ型漁船への改造経費	5,000 千円	1/6	1/6	
	燃油	燃油使用率の削減等経営の改善に資することが明				
	らかであ	るる改造				

様式第1号(第6条、第12条関係)

鳥取市省エネ漁業推進事業計画(報告)書

1 事業の目的

2 事業実施主体

(1) 事業実施主体名(生年月日)	(年	月	日)	
(2) 使用している漁船名と漁船登録番 号 (漁船名・トン数)	第(号 ·	トン)
(3) 過去3年間の出漁日数の平均	平均			E	1

3 事業の内容及び経費の配分

(単位:円)

		補助対象経費		負担区分			
事業項目	機器名·数量 等	(算定基準額)	市補助金	国補助金	その他		
	守	(A)+(B)+(C)	(A)	(B)	(C)		
(1)漁業用省エ							
ネ機関の購入							
経費							
(2)漁船用機器							
の購入経費							
(3)漁船用LE							
Dの購入経費							
(4)省エネ型漁							
船への改造経							
費							

4 事業完了予定(又は完了)年月日

5 消費税の取扱い

一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

※消費税の取扱いについて、いずれかに○をすること

- 6 添付資料
- (1) 漁協等の補助金の交付に関する規定又は要綱
- (2) 間接補助事業者から提出された次の書類。
- ①様式第3号(出漁日数証明書)
- ②購入する機器等の仕様書及び見積書(消費税額、下取り価格がわかるもの。)
- ※見積書は、各事業項目の補助対象経費が5万円以上20万円未満は1者、20万円以上50万円未満は2者、50万円以上は3者から徴取することとする。ただし、規定の数の業者から徴することが出来ない場合、その理由について理由書を提出することとする。
- ③購入した機器等の領収書等支払いを証明する書類
- ④様式第4号(誓約書)
- (注)事業計画書には①、②、④を添付すること。但し、満65歳以下の者は①を省略できる。

また、事業報告書には③を添付すること。

(3) 複数の事業実施主体を一括して申請する場合は、様式第5号を添付すること。

様式第2号(第6条、第12条関係)

鳥取市省エネ漁業推進事業収支予算(決算)書

1 収入の部

(単位:円)

17	Λ	本年度予算額	前年度予算額	比較	増減	備
区	分	(本年度決算額)	(本年度予算額)	増	減	考
市補助	力金					
国補助	力金					
その	他					
合	計					

2 支出の部

(単位:円)

事業種目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考	
学 未性口	(本年度決算額)	(本年度予算額)	増	減	佣与
(1)漁船用省エネ					
機関の購入経費					
(2)漁船用機器の					
購入経費					
(3)漁船用LED					
の購入経費					
(4)省エネ型漁船					
への改造経費					
合 計					

年 月 日

出漁日数証明書

○○漁業協同組合 代表理事組合長 氏 名 様

鳥取市省エネ漁業推進事業費補助金の申請をしたいので、証明願います。

申請者 住 所 氏 名 印 (法人経営体にあっては代表者氏名) (自著の場合は、押印不要)

記

1 申請者の使用している漁船名及び漁船登録番号

漁船名	
漁船登録番号	

2 過去3年間の出漁日数

過去3年間の出	漁日数	の平均	平均	目	
1年前(年	月~	月まで)		日
2年前(年	月~	月まで)		日
3年前(年	月~	月まで)		目

上記のとおり相異ないことを証明する。

年 月 日

○○漁業協同組合 代表理事組合長 氏 名 印 (自著の場合は、押印不要)

年 月 日

誓 約 書

○○漁業協同組合 代表理事組合長 氏 名 様

申請者 住 所 氏 名 (法人経営体にあっては代表者氏名)

年 月 日付けで申請した鳥取市省エネ漁業推進事業費補助金の交付決定がされた上は、交付決定通知書に記載された財産処分の制限期間内は、継続して1年につき90日以上出漁することを誓約します。

また、この誓約等に違反し、補助金の返還を命じられた場合には、受領した補助金を返還することを併せて誓約します。

事業の内容及び経費の配分内訳(計画(実績))

(単位:円)

		支所	事業実施主体名		漁船		過去3年	購入機器・数量	補助対象経		負担区分		事業完了
区分	No.	名	(生年月日)	漁船名	登録番号		間の平均 出漁日数	事業内容等	費 (A)+(B)+(C)	市補助金 (A)	国補助金 (B)	その他 (C)	(予定)年月日
(1)漁船用省エ						90	山流口奴		(II) + (D) + (C)	(A)	(D)	(0)	
ネ機関													
小饭房													
			漁船用省エス	ネ機関 合言	<u> </u> +								
(2)漁船用機器			им/ан/ та 🖂		<u> </u>								
(=)1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/													
			漁船用機	 ## ## 									
(3)漁船用 LED													
(4)省エネ型漁													
船改造													
省エネ型漁船改造の合計													
	I		合 言	†									

仕入控除税額確定報告書

鳥取市長	様

住 所 氏 名

○○年○○月○○日付第○○号により交付決定通知があった鳥取市省エネ漁業推進事 業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付された補助金等の額の確定額

円 金

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円 金

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還額(2から3の額を差し引いた額)

円 金

- 5 添付資料
- (1)消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 (写し)

※積算内訳書、その他参考書類(消費税確定申告の写し及び添付書類等)を添付すること。

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算内訳等を記載した書類

4	`L. I	<i>H</i>
	YII /	· 2
1	法丿	$\overline{}$

- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳
 - (1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区分		課税仕入れ				非課税	
			課税売上	非課税売上	共通対応分	チ球院 仕入れ	合計
			対応分	対応分			
経							
費							
の							
内							
訳							

- (2)課税売上割合 %
- (3)補助金に係る仕入控除税額の計算方法